

全都道府県の最低賃金の改定額答申が出揃いました

今年度の最低賃金の改定額答申が下表のように取りまとめられました。日付は発行予定日です。

全国加重平均額31円の引上げは、昭和53年(1978年)度に目安制度が始まって以降で最高額です。

この答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経たうえで、都道府県労働局長の決定により、10月1日以降、順次発行される予定です。

令和4年度地域別最低賃金時間額と発行年月日(円:括弧内は3年度の最低賃金)

北海道920(889) 令和4年10月2日	青森853(822) 令和4年10月5日	岩手854(821) 令和4年10月20日	宮城883(853) 令和4年10月1日	秋田853(822) 令和4年10月1日	山形854(822) 令和4年10月6日	福島858(828) 令和4年10月6日	茨城911(879) 令和4年10月1日
栃木913(882) 令和4年10月1日	群馬895(865) 令和4年10月8日	埼玉987(956) 令和4年10月1日	千葉984(953) 令和4年10月1日	東京1,072(1,041) 令和4年10月1日	神奈川1,071(1,040) 令和4年10月1日	新潟890(859) 令和4年10月1日	富山908(877) 令和4年10月1日
石川891(861) 令和4年10月8日	福井888(858) 令和4年10月2日	山梨898(866) 令和4年10月20日	長野908(877) 令和4年10月1日	岐阜910(880) 令和4年10月1日	静岡944(913) 令和4年10月5日	愛知986(955) 令和4年10月1日	三重933(902) 令和4年10月1日
滋賀927(896) 令和4年10月6日	京都968(937) 令和4年10月9日	大阪1,023(992) 令和4年10月1日	兵庫960(928) 令和4年10月1日	奈良896(866) 令和4年10月1日	和歌山889(859) 令和4年10月1日	鳥取854(821) 令和4年10月6日	島根857(824) 令和4年10月5日
岡山892(862) 令和4年10月1日	広島930(899) 令和4年10月1日	山口888(857) 令和4年10月13日	徳島855(824) 令和4年10月6日	香川878(848) 令和4年10月1日	愛媛853(821) 令和4年10月5日	高知853(820) 令和4年10月9日	福岡900(870) 令和4年10月8日
佐賀853(821) 令和4年10月2日	長崎853(821) 令和4年10月8日	熊本853(821) 令和4年10月1日	大分854(822) 令和4年10月5日	宮崎853(821) 令和4年10月6日	鹿児島853(821) 令和4年10月6日	沖縄853(820) 令和4年10月6日	全国加重平均961 (930)

● 最低賃金制度とは

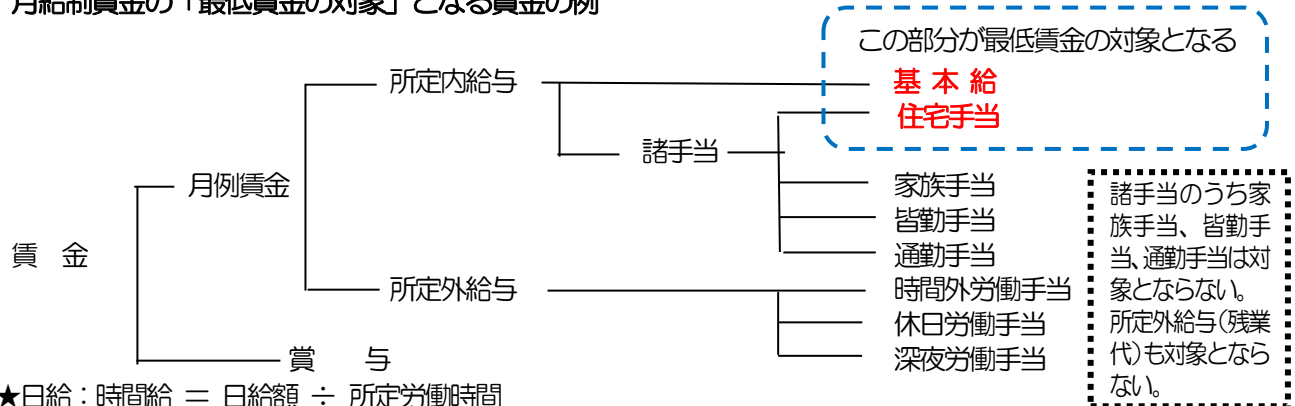
最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の2種類があり、地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者(パートタイマー、アルバイト、嘱託等の雇用形態を問いません。)を対象としています。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。したがって、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められ、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以下の罰金)が定められています。

● 最低賃金の減額の特例

一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- (1) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- (2) 試の使用期間中の方
- (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- (4) 軽易な業務に従事する方
- (5) 断続的労働に従事する方

● 月給制賃金の「最低賃金の対象」となる賃金の例



★日給: 時間給 = 日給額 ÷ 所定労働時間

★月給: 時間給 = 月給額 ÷ 月の所定労働時間

※月によって所定労働時間が異なる場合: 時間給 = 月給額 ÷ 1 か月平均所定労働時間 (年間所定労働時間 ÷ 12 か月)